

議案第 29 号

三重県市町総合事務組合同規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 5 年 4 月 1 日から、三重県市町総合事務組合同規約（昭和 62 年三重県指令地第 885 号）の一部を変更する規約を次のように定めることについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 15 日

松阪市長 竹 上 真 人

三重県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約

三重県市町総合事務組合同規約（昭和 62 年三重県指令地第 885 号）の一部を次のように変更する。

別表第 2 第 3 条第 1 項第 4 号に定める事務の項中「四日市市」の次に「、伊勢市、松阪市」を加える。

附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。